

稚エネ第 458 号
令和 6 年 8 月 2 日

北海道知事 鈴木 直道 様

稚内市長 工 藤 広



環境影響評価法に基づく意見について

令和 6 年 7 月 2 日付、環境第 396 号で通知のありました標記の件について、下記のとおり意見を提出いたします。

記

(仮称) 宗谷管内風力発電事業 環境影響評価方法書について、事業実施想定区域は「稚内市風力発電施設建設ガイドライン」(以下、ガイドライン。)において、「特に定めのない場所」に該当するが、2 km 以内に民家が存在する区域であることから、ガイドラインの遵守に加え、以下の点に関して、特段の配慮が必要であると考えます。また、各種調査については、適宜、調査結果を報告することが必要であると考えます。

1. 事業実施想定区域は、稼働中及び環境アセス中の事業が隣接、重複していることから、関係する環境影響評価項目に係る累積的な影響について、十分な調査を行うとともに、騒音や低周波音、動植物、河川への影響など多角的に検討すること。
2. 風力発電機の設置が想定される範囲から最も近い住居までの距離は 500m に位置しているため、騒音や低周波音等の様々な影響について、調査を行い、適切な対応を行うこと。
3. 稚内市の水道水用水源である北辰ダムが事業想定区域付近にあるため、風力発電機の建設にあたっては、水源保全の観点から、本市との事前協議を行うほか、専門家等の意見を聴取し、十分に配慮すること。
4. 周氷河地形である宗谷丘陵付近での建設計画となっているため、風力発電機の建設にあたっては、周氷河地形への影響が最小限となるよう、設置箇所等について、十分に配慮すること。
5. 事業実施想定区域内には、保安林が含まれているため、森林法など各種法の規制の遵守および関係省庁と協議を行い計画すること。



6. 事業の実施にあたっては、稚内空港の運用に支障が生じないように、関係機関等との調整を行うこと。
7. 事業の実施にあたっては、観光施設等の眺望点からの景観について、3D映像やフォトモンタージュ等を活用し地域住民等へ分かりやすい説明を行うとともに、影響が最小限となるよう十分に配慮すること。
8. 事業の実施にあたっては、他の地域では風力発電機の設置による電波障害が発生していることから、発電機の設置による電波障害の影響を調査及び評価し、準備書に記載すること。また、調査の結果に関わらず、電波障害が発生した場合の措置について検討し、併せて準備書に記載すること。
9. 事業実施想定区域周辺には、先史時代の遺跡が確認されているほか、風力発電機の建設及びこれに伴う輸送路建設の規模が1haを超えることが想定されるため、稚内市教育委員会との事前協議を行うこと。また、未確認の遺跡について、文化財保護の観点から、事業の各段階において、十分に配慮すること。
10. 事業実施想定区域及びその周辺には、希少種であるオジロワシ、オオワシ、クマタカ、チュウヒ等の生息が確認されていること、また、事業実施想定区域周辺は天然記念物であるマガン、ヒシクイなどの渡り鳥が中継地としている鳥獣保護区に指定されていることから、風力発電機への衝突事故や移動経路を阻害することが無いように風力発電機等の配置を検討すること。
11. 事業実施想定区域には絶滅危惧種であるイトウが生息する声問川水系等が含まれていることから、関係機関や専門家から助言を得ながら、様々な影響について調査を行い、適切な対応を行うこと。
12. 地域住民等から自然環境や景観への影響、騒音及び低周波音による健康被害、撤去時の適正な処置などに対する不安の声が多く寄せられていることから、地域住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明、合意形成など適切な対応に努めること。

(稚内市企画総務部エネルギー対策課)

猿住発第 251 号
令和 6 年 8 月 2 日

北海道知事 鈴木直道様

猿払村長 伊藤浩一
(公印省略)

「(仮称)宗谷管内風力発電事業環境影響評価方法書」に対する意見について (回答)

令和 6 年 7 月 2 日付け、環境第 396 号で照会のありました標記のことについては、次のとおりです。

記

猿払村は、村を囲む山林から猿払川や猿骨川などが緩やかにオホーツク海に流れ、基幹産業である水産業の豊かな水産資源を支えており、また北オホーツク道立自然公園の中心部に位置し、モケウニ沼やカムイト沼などの自然環境があり、村の中を流れる河川には希少種のイトウが生息するなど、豊かな自然を有しており、本村では村民がこの環境に誇りと愛着を育むまちづくりに取り組んでいる。

また、本村は地球温暖化対策を講ずるため、地球温暖化対策実行計画を基礎として、再生可能エネルギーの活用を推進している。

しかしながら、規模や設置箇所によっては、地域の自然環境や生活環境への影響について懸念されることから以下の 3 点について意見する。

懸念される事項が改善されない場合には事業計画の中止や建設箇所の再考を求める。

また、住民等から聴取した様々な意見等を鑑み事業者には的確な対応を求める。

1 水源涵養機能への影響

本村は、水道飲用水として河川の表流水を活用している。現状においても、川幅や水量が豊富とは言えない環境の中、気象条件や季節によっては少雨による渇水で、取水制限や節水のお願いを村民に呼びかけることがある。

今回の事業を実施することで、森林の持つ水の貯蔵力、浄化力といった機能の低下招く懸念があることから、限りある水資源を保全可能とすべく慎重な対応策と科学的根拠を示すなど事業者として責任ある説明を求める。

2 動植物等生態系への影響

本村は、「環境省レッドリスト 2020」で絶滅危惧 I B 類(EN)の指定を受けており、村の魚(シンボル)としても指定しているイトウが生息する河川を複数有するほか、古来より渡り鳥が飛来する地理的条件の備わった地域で、国や道の鳥獣保護区の指定を受けていることから、官民をあげて動植物や周辺の自然環境の保全に注力している。

以上のことから動植物や周辺の自然環境の保全に最大限配慮すること。特にそれぞれの専門家等から丁寧に意見を聴取することを求める。

3 住民等への説明

猿払村としては未来に向けて、水資源の保全、村民の暮らす環境を維持していくことが第一と考えることから、猿払村民をはじめ全ての関係者に対して、これまで聴取した様々な意見等について積極的な情報提供や丁寧な説明に努め十分な理解を得られることを求める。



以上

豊商鉦第67号
令和6年7月24日

北海道知事 鈴木 直道 様

豊富町長 河田 誠一

(仮称)宗谷管内風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する
豊富町としての意見について

令和6年7月2日付環境第396号にて通知のありました(仮称)宗谷管内風力発電事業環境影響評価方法書に対する環境影響評価法第10条第2項に基づく意見照会について、下記のとおり意見を提出致します。

記

方法書に記載された調査における評価は概ね妥当であると考えている。

本事業予定地については当町外を含む計画であるが、以下の点に留意して今後の計画を進めるように努めていただきたい。

1. 自然環境の保護について

建設予定地の動植物の保全に十分な配慮を行う事。

また、主な建設予定地となる林地等の改変においては、土砂の流出等の発生のないように十分な配慮と調査を行う事。

2. 景観の保護について

上記に示したように、大規模草地等当町の主要な景観地からの眺望についてもその景観へ十分な配慮を行う事。

3. 生活環境への影響について

配慮事項には含まれないが今後の調査では生活環境(特に TV 受信)における影響についても十分な調査を行う事。

4. 方法書に対する意見について

縦覧期間中に寄せられた方法書に対する意見については、説明等、十分な配慮と対応を行う事。

以上

【担当】商工観光課 鉦山保安係
主幹兼鉦山保安係長 菊地 昌宏
TEL 0162-73-1713



令和6年8月5日

北海道知事 鈴木直道様

幌延町長 野々村



環境影響評価方法書に係る意見照会について（回答）

令和6年（2024年）7月2日付け環境第396号で照会のありましたこのことについて、次のとおり回答します。

記

1 総括的事項

(1) 環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じてこれらを見直すとともに、適宜、追加調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。

2 環境に関する事項

(1) 動植物及び生態系

ア 動物、植物及び生態系の調査にあたっては、環境影響を的確に予測及び評価するため、対象生物の行動圏、分布域等を踏まえ、調査の範囲、地点、期間、時期及び調査方法を適切に設定すること。

イ 鳥類の現地調査にあたっては、事業計画区域において不足のないよう実施すること。

ウ 鳥類の渡り等の調査にあたっては、各種文献等からの情報収集、専門家からの意見聴取を行い、種に応じた調査地点、時期、方法等の検討を充分に行い、渡りの現況及び要因（人為的、自然的等）の分析・把握に努めること。

エ バードストライク（コウモリ類を含む）については、事業計画区域及びその周辺における生息及び飛翔状況等の調査結果、既存の近傍風力発電所における調査結果、過去の衝突等の事例など、最新の知見をもとに衝突リスクを解析・評価し、その結果をふまえて可能な限り、回避及び低減等の対策を検討すること。

(2) 水資源

本町における事業計画区域は、酪農地帯を形成する字上幌延地区及び字北進地区に位置しており、各地区には水源地が存在することから、水資源への影響に十分配慮し、事業を進めること。

(3) 景観

景観の予測及び評価にあたっては、風力発電機、管理棟及び送電設備等の色彩について十分に検討すること。

3 その他

本意見に関する措置を講じるにあたっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。

（総務企画課企画振興係）



北海道知事 鈴木 直道 様

天塩町長 吉 田 忠

(仮称)宗谷管内風力発電事業 環境影響評価方法書に係る意見について (回答)

令和6年(2024年)7月2日付 環境第396号により照会のありました件につきまして、当町における環境保全の見地からの意見は下記のとおりです。

記

1 全体的事項

当町のまちづくりの指針として、第7期天塩町総合振興計画における基本目標に「安心・安全で住みよいまちづくり」を掲げ、基本施策として「環境の保全と継承の推進」を掲載するとともに、一級河川天塩川をはじめとした豊かな自然は、私たちの生活基盤を成すものであり、将来の世代に引き継がなければならない貴重な財産と位置付けており、環境保全の見地からも周辺住民の理解と協力が必要不可欠であることから、環境アセスメントについて積極的な周知を図られたい。また、専門家等と密に連携しながら環境影響の低減、回避に十分な予測・評価を行い、住民の生活環境及び景観資源・生態系の保全に最善の措置を講じられたい。

2 個別的事項

(1) 騒音及び振動について

事業実施区域周辺の民家の的確な把握に努め、風況の変化を十分に考慮しながら騒音及び超低周波音による環境影響の低減、回避に最善を尽くし、住民の生活環境の保全に最善の措置を講じられたい。また、工事事務資器材等の搬出入における振動についても走行ルート周辺の住民の生活環境の保全に万全の措置を講じられたい。

(2) 動植物及び生態系について

動植物の生息・生育地を的確に把握し、渡りや生息分布の調査に十分な期間を確保しながら、周辺環境に調和した生態系の保全に最善の措置を講じられたい。

(3) 景観及び人と自然とのふれあいの活動の場について

人と自然とのふれあいの活動の場としての天塩川の果たす役割を損なわぬよう環境影響の低減、回避に最善の措置を講じられたい。また、周辺の景観との調和を図り、農村集落の自然景観の保全に最大限の配慮を講じられたい。

